

○志摩市事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付要綱

平成25年12月25日

告示第206号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される生ごみの資源化及び減量化の促進を図るため、事業用で処理機を購入する事業者に対して、予算の範囲内において、志摩市事業系生ごみ処理機設置事業助成金(以下「事業用助成金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、生ごみを発酵、乾燥等の方法で処理することにより、堆肥化し、減量化し、又は消滅化する機械(中古品を除く。)をいう。

(交付の対象)

第3条 事業用助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 前号の事業所から排出される生ごみを自ら処理するため、処理機を購入し、当該事業所に設置すること。
- (3) 設置する処理機は、1日につき20キログラム以上の生ごみを処理する能力を有するものであること。
- (4) 事業を営む個人にあっては、市内に住所を有していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(事業用助成金の額)

第4条 事業用助成金の額は、処理機について支払った代金の消費税を除いた金額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

た額)とし、その限度額を300万円とする。

(事前協議)

第5条 助成を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、事業用助成金の交付を申請しようとするときは、次条に規定する交付申請を行う前に、あらかじめ市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請等)

第6条 申請者は、あらかじめ事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機を設置する場所の位置図
- (2) 処理機設置事業計画書
- (3) 処理機の仕様書又は取扱説明書(機器稼働実績を含む。)
- (4) 処理機の購入に要する費用の見積書
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業用助成金を交付すると決定した者に対しては、事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、事業系生ごみ処理機設置事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知しなければならない。

(交付条件)

第8条 市長は、事業用助成金の交付を決定する場合において、申請者に対して次の条件を付するものとする。

- (1) 処理機の設置完了後5年間以上継続して使用すること。
- (2) 処理機によって生成された堆肥等を利活用し、又は適切に処理すること。
- (3) 処理機使用状況の調査に協力すること。

(交付申請の変更)

第9条 事業用助成金交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、処理機の設置が完了したときは、事業系生ごみ処理機設置事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機の購入に係る領収書
- (2) 処理機の設置状況の写真(設置前及び設置後)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業用助成金の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じた現地調査を実施することにより、その報告に係る事業用助成事業の成果が、事業用助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、事業用助成金の交付額を確定し、事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付額確定通知書(様式第5号)により助成事業者に通知しなければならない。

(事業用助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに事業系助成金を交付しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業用助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業用助成金の交付を受けたとき。

- (2) 事業用助成金をほかの用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成事業に関し事業用助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により事業用助成金の交付の決定を取り消したときは、事業系生ごみ処理機設置事業助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により助成事業者等に通知するものとする。

(事業用助成金の返還)

第14条 市長は、事業用助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に事業用助成金が交付されているときは、事業系生ごみ処理機設置事業助成金返還命令書(様式第8号)により事業用助成金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和7年8月12日告示第116号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年8月12日から施行する。

(経過措置)

2 当面の間、市税の完納証明書の提出は、市税に滞納がないことの証明の提出をこれに代えることができる。

附 則(令和8年2月27日告示第17号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。